

15

有幌町・勝納町・新富町・住ノ江(一部を除く)・住吉町・信香町・若竹町(一部を除く)・若松・入船2丁目5番8号、6番1号、17番1~3号・10~11号、18番1~8号・潮見台1丁目17番26~33号、18番 地区

可燃	燃やすごみ(有料)
不燃	燃やさないごみ(有料)
かん等	かん、びん、蛍光灯・電球、筒型乾電池、スプレーかん類(カセット式ガスボンベを含む。)
紙類	新聞(チラシ・雑紙を含む。)、雑誌・書籍、段ボール、紙パック、紙製容器包装
プラ類	ペットボトル、プラスチック製容器包装

令和2年4月から 令和3年3月まで 収集カレンダー

4

月	火	水	木	金
.	.	不燃	紙類	可燃
6	7	8	9	10
13	14	15	16	17
20	21	22	23	24
27	28	29	30	.

5

月	火	水	木	金
.	.	.	.	可燃
4	5	6	7	8
11	12	13	14	15
18	19	20	21	22
25	26	27	28	29

6

月	火	水	木	金
プラ類	可燃	.	かん等	可燃
1	2	3	4	5
8	9	10	11	12
15	16	17	18	19
22	23	24	25	26
29	30	.	.	.

※ペットボトルは、ふたとラベルを必ず外し、プラスチック製容器包装とは別の袋に入れて出してください。

7

月	火	水	木	金
.	.	1	かん等	可燃
6	7	8	9	10
13	14	15	16	17
20	21	22	23	24
27	28	29	30	31

8

月	火	水	木	金
プラ類	可燃	不燃	紙類	可燃
3	4	5	6	7
10	11	12	13	14
17	18	19	20	21
24	25	26	27	28
31

9

月	火	水	木	金
.	可燃	不燃	紙類	可燃
7	8	9	10	11
14	15	16	17	18
21	22	23	24	25
28	29	30	.	.

10

月	火	水	木	金
.	.	.	紙類	可燃
5	6	7	8	9
12	13	14	15	16
19	20	21	22	23
26	27	28	29	30

11

月	火	水	木	金
プラ類	可燃	.	かん等	可燃
2	3	4	5	6
9	10	11	12	13
16	17	18	19	20
23	24	25	26	27
30

12

月	火	水	木	金
.	可燃	.	かん等	可燃
7	8	9	10	11
14	15	16	17	18
21	22	23	24	25
28	29	30	31	.

※ライターは使い切って、透明・半透明の袋に入れ「燃やさないごみ」の袋に縛り付けて出してください。

1

月	火	水	木	金
.	.	.	.	1
4	5	6	7	8
11	12	13	14	15
18	19	20	21	22
25	26	27	28	29

2

月	火	水	木	金
プラ類	可燃	不燃	かん等	可燃
1	2	3	4	5
8	9	10	11	12
15	16	17	18	19
22	23	24	25	26
.

3

月	火	水	木	金
プラ類	可燃	不燃	かん等	可燃
1	2	3	4	5
8	9	10	11	12
15	16	17	18	19
22	23	24	25	26
29	30	31	.	.

*収集日当日の朝8時30分までに出してください。前日の夜や収集後に出すとカラス等に荒らされ散乱して、ご近所の迷惑になります。

*ごみ・資源物の分け方・出し方
 ・はさみ・かみそり・包丁などの刃物類は厚紙などに包み、「燃やさないごみ」に出してください。
 ・注射針は、医療機関または調剤薬局に返却してください。
 ・資源物でも、汚れの取れないものは「燃やすごみ」または「燃やさないごみ」に出してください。
 問合せ先：●清掃事業所 電話32-4111(内線325)(直通)22-3854・FAX22-8141 ●ごみ減量推進課 電話32-4111(内線323),FAX32-5032

*ごみステーションは、使用する皆さんで管理しています。お住まいの地域のごみステーション以外には絶対に出さないでください。

*粗大ごみは、右記の収集運搬業許可業者へ収集を依頼してください。(有料となります)
 下記のは粗大ごみになります。
 ・長さが1mを超えるもの。
 ・ひとつの重さが50kgを超えるもの。
 ・容積が0.1㎡(100リットル)を超えるもの。

収集運搬業許可業者(50音順)	電話
(有) 大森産業	22-3389
(株) 小樽衛生化学工業	54-7506
(有) 小原興業	54-8316
(株) クリーンサービス	33-2633
(株) 北海道木村	0133-72-6028
(有) 松本産業	34-1677